

告示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

一 道路の種類及び路線名	占用を制限する区域
一般国道 二百五十四号	比企郡川島町下伊草地先から同郡小川町靱負地先まで
〃	比企郡小川町小川地先から同郡同町木呂子地先まで
〃 四百七号	東松山市下野本地先から同市毛塚地先まで
〃	東松山市岡地先から同市柏崎地先まで
県道 熊谷小川秩父線	比企郡小川町小川地先から同郡同町青山地先まで
〃	比企郡小川町小川地先から秩父郡東秩父村奥沢地先まで
〃	比企郡嵐山町越畑地先から同郡小川町中爪地先まで
〃 川越栗橋線	比企郡川島町角泉地先から同郡同町山ヶ谷戸地先まで
〃	東松山市下野本地先から比企郡吉見町丸貫地先まで
〃 東松山鴻巣線	比企郡ときがわ町瀬戸元下地先から同郡小川町青山地先まで
〃 飯能寄居線	東松山市材木町地先から比企郡鳩山町熊井地先まで
〃	比企郡滑川町福田地先から東松山市上野本地先まで
〃 東松山越生線	東松山市材木町地先から同市材木町地先まで
〃 深谷東松山線	比企郡嵐山町古里地先から同郡同町広野地先まで
〃	比企郡川島町吹塚地先から同郡同町山ヶ谷戸地先まで
〃 深谷嵐山線	
〃 日高川島線	
〃	
〃 ときがわ坂戸線	
〃	
〃 大野東松山線	

” ときがわ熊谷線 比企郡滑川町福田地先から同郡同町土塩地先まで
” 岩殿観音南戸守線 東松山市岩殿地先から同市宮鼻地先まで
” 平沼中老袋線 比企郡川島町角泉地先から同郡同町下猪地先まで
” 小八林久保田 比企郡吉見町下細谷地先から同郡同町久保田地先ま
下青鳥線 で

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日